

- 社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005006号)

新旧対照表

改 正 後	現 行
社援発第1005006号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 第十五次改正、第十六次改正 省 略	社援発第1005006号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 第十五次改正 省 略
一部改正 社援発0913第2号 令和6年9月13日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿	第十次改正 社援発0726第17号 令和5年7月26日 都道府県知事 各 指定都市市長 殿

改 正 後	現 行								
<p>中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p>(略)</p>	<p>中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p>(略)</p>								
<p>1 対象事業</p> <table border="1" data-bbox="107 770 1115 906"> <thead> <tr> <th data-bbox="107 770 409 826">区 分</th> <th data-bbox="409 770 1115 826">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="107 826 409 906">(略)</td> <td data-bbox="409 826 1115 906">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	<p>1 対象事業</p> <table border="1" data-bbox="1146 770 2159 906"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 770 1449 826">区 分</th> <th data-bbox="1449 770 2159 826">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1146 826 1449 906">(略)</td> <td data-bbox="1449 826 2159 906">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)
区 分	内 容								
(略)	(略)								
区 分	内 容								
(略)	(略)								
<p>(注) 1 施設とは、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象施設をいう。</p> <p>ただし、1の(1)②については、<u>女性相談支援センター一時保護所</u>及び<u>女性自立支援施設</u>に限る。また、1の(4)の②、③の事業については、入所施設とする。なお、③については、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設を含み、<u>女性相談支援センター一時保護所</u>及び<u>女性自立支援施設</u>を除く。</p> <p>2 一定年数は、おおむね10年とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(注) 1 施設とは、社会福祉施設等施設整備費補助金の対象施設をいう。</p> <p>ただし、1の(1)②については、<u>婦人相談所一時保護所</u>及び<u>婦人保護施設</u>に限る。また、1の(4)の②、③の事業については、入所施設とする。なお、③については、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設を含み、<u>婦人相談所一時保護所</u>及び<u>婦人保護施設</u>を除く。</p> <p>2 一定年数は、おおむね10年とする。</p> <p>(以下略)</p>								